

## 「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」開催要綱

### 1. 開催趣旨

人口減少下において、地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化する中で、自治体の行財政のあり方を持続可能なものにしていくため、具体的な課題の整理及び対応の方策について幅広く議論を行うことを目的として研究会を開催する。

### 2. 構成員

研究会は、別紙のメンバーをもって構成する。

### 3. 座長

- (1) 研究会に、座長を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

### 4. 議事

- (1) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 研究会は原則として公開とし、研究会終了後に配布資料を公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、研究会を非公開とし、又は配布資料を非公表とすることができる。
- (4) 研究会終了後、議事概要を作成し、公開する。
- (5) 座長は、必要に応じ、研究会の下にワーキンググループを開催することができる。

### 5. その他

- (1) 研究会の庶務は、総務省自治行政局行政課において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。